

町田市社会福祉協議会 SNS 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、町田市社会福祉協議会（以下「町田市社協」という。）が SNS（以下「町田市社協公式 SNS」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するため必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 町田市社協公式 SNS は、町田市社協の業務、取組、行事、案内などの情報を発信することにより、市民や事業者、関係団体などに町田市社協への理解を深めていただくとともに、利便性を高めることを目的とする。また、町田市社協公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わない。意見・問い合わせについては、町田市社協公式ホームページにおいて受け付ける。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 共通用語

(1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスをいう。

(2) アカウント

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう

(3) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(4) いいね

投稿に対して、肯定的な意見を示すことや気になる投稿とつながるための方法をいう。

2 Facebook（フェイスブック）

基本的に「実名」で登録し、現実の知りあいの人間関係をもとにしたつながりで交流する、Meta 社が提供する SNS をいう。

3 Instagram（インスタグラム）

写真や短時間動画をメインに利用者に発信できる SNS をいう。

4 LINE（ライン）

インターネット上でラインアプリを使い、簡単なメッセージ（文章や写真）をやりとりができるコミュニケーションツールをいう。

5 YouTube（ユーチューブ）

動画をメインに利用者に発信できる投稿サイトをいう。

(運用の管理)

第4条 町田市社協公式SNSの運用主体は町田市社協とし、アカウントの管理は法人総務課が行う。また、情報の作成、発信、更新等の管理についてはその情報を取り扱う主管課が行う。

アカウントは次のとおりとする。

- (1) Facebook アカウント名；町田市社会福祉協議会
(<https://www.facebook.com/MachidaShakyo/>)
- (2) Instagram アカウント名；町田市社会福祉協議会 (@machidashi_shakyo)
- (3) LINE アカウント名；町田市社会福祉協議会 (@133tnnxy)
- (4) YouTube アカウント名；町田市社会福祉協議会
(<https://www.youtube.com/@machida-shakyo>)

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、町田市社協公式SNSの各アカウント名を町田市社協のホームページ上に明示する。

(アカウント運用要領の明示)

第6条 アカウントの運用主体並びに発信する内容及び発信方法等については、各SNSのプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第7条 町田市社協公式SNSでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 町田市社協の事業（施設情報・イベント情報含む）に関する情報
- (2) 町田市社協ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (3) 町田市社協の利用者や協力者、関係団体との信頼関係や相互理解を深めるための情報
- (4) その他、福祉に関する情報で、市民や関係団体等に有益な情報(国や都、町田市などの福祉に関する情報)

(フォロー等の制限)

第8条 フォローは、原則行わない。また、「いいね」機能は使用しない。ただし、国や東京都、町田市、他の社会福祉協議会等が発信する情報については、所属長の判断により、必要に応じてフォロー等を行う。

(コメント等の削除)

第9条 町田市社協は、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの。
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの。
- (3) 町田市社協又は特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの。
- (4) 政治及び宗教活動を目的とするもの。
- (5) 著作権、商標権、肖像権等第三者の知的所有権を侵害又は侵害するおそれがあるもの。
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの。
- (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの。
- (8) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (9) 虚偽及び事実と異なるもの並びに単なる噂（噂を助長させるものを含む。）
- (10) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの。
- (11) 有害なプログラム
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町田市社協が不適切であると判断したもの。

(運用要領の周知)

第10条 この要領は、町田市社協のホームページ上に記載し、広く市民等に周知するものとする。

(免責)

第11条 町田市社協は、利用者により投稿された町田市社協公式SNSに対する「コメント」等について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町田市社協は一切責任を負わないものとする。

2 町田市社協は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町田市社協の故意または重大な過失によるものでない限り、町田市社協は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要領の実施について必要な事項は、事務局長が別に定める。

付則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。